

郡山市告示第 204 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号。以下「準則」という。）第 30 条第 4 項に基づき筆界案を作成したので、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 7 日

郡山市長 椎根 健雄

1 土地の所在・地番

所 在	地 番
郡山市三穂田町山口字横山	7 番 2、9 番 6 及び 9 番 20
郡山市三穂田町山口字芦ノ口	7 番、8 番、143 番及び 147 番乙
郡山市三穂田町山口字小屋場	19 番
郡山市三穂田町山口字庭足	2 番 16

2 筆界案を確認することができる場所

福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市農商工部農林基盤整備課 郡山市役所本庁舎 1 階

3 筆界案を確認することができる者

当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの代理人

4 筆界案の作成者

郡山市

5 意見の申出

筆界案を確認できる者は、郡山市に対して、次の意見申出期間内に意見を申し出ることができる。

なお、当該期間を経過しても申し出がないときは、準則第 30 条第 4 項の規定により筆界の調査を行う。

6 意見申出期間

令和 8 年 8 月 7 日から令和 8 年 8 月 26 日まで（郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで